

千葉県報

号外
令和8年3月31日

主要目次

- 千葉県県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例 一
- 千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則 三

条

例

千葉県県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第十九号

千葉県県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

(千葉県県税条例の一部改正)

第一条 千葉県県税条例(平成十九年千葉県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第八項中「(自動車税の環境性能割を除く。)」及び「の種別割」を削る。

第九条第一項及び第十條第一号中「(種別割に限る。)」を削る。

第七十三条中「当該自動車の取得者に環境性能割によって、当該自動車の所有者に種別割によって、それぞれ」を「その所有者に」に改める。

第七十四条第二項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第三項中「(同号に該当する自動車にあつては、種別割に限る。)」を削り、同条第四項中「(同項各号に該当する自動車にあつては、種別割に限る。)」を削る。

第七十四条の二から第七十四条の六までを削る。

第七十五条の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第三項中「種別割」を「自動車税」に改め、「同項」の下に「(同号に係る部分に限る。)」を加える。

第七十六条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「種別割」を「自動車税」に改める。第七十七条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「第七十七

条の十一第四項前段」を「第五十八条第四項前段」に改め、同条第二項中「自動車税証紙等取扱人」を「知事が指定した者(次項において「自動車税証紙等取扱人」という。)」に改める。

第七十七条の二の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「道路運送車両法」の下に「(昭和二十六年法律第八十五号)」を加え、「第七十七条の十三第一項」を「第六十条第一項」に、「当該登録」を「当該新規登録」に、「種別割」を「自動車税」に、「第七十七条の十二」を「第五十九条」に改める。

第七十八条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項及び第二項中「第七十七条の十三第一項」を「第六十条第一項」に改め、同条第三項中「第七十七

条の十三第二項」を「第六十条第二項」に改める。第七十九条の前の見出し及び同条中「種別割」を「自動車税」に改める。

第八十条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第一号中「身体障害者等が所有する」を「身体に障害を有し歩行が困難である者で規則で定めるもの又は精神に障害を有し歩行が困難である者で規則で定めるもの(以下「身体障害者等」という。))が所有する」に改め、同条第二項、第三項及び第四項第一号中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第二号中「の種別割」を削り、同条第五項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第六項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第一号中「免許情報記録個人番号カード」の下に「(同条第四項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下同じ。)」を加え、同条第七項第三号中「自動車検査証記録事項」の下に「(道路運送車両法第五十八条第二項に規定する自動車検査証記録事項をいう。)」を加え、同条第八項及び第九項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第八十一条及び第八十二条中「種別割」を「自動車税」に改める。

第八十六条第一項第二号中「第七十七条の十三」を削る。

附則中第三条の二を削り、第三条の三を第三条の二とし、第三条の四を第三条の三とし、第十条の四から第十条の六までを削る。

附則第十一条の前の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「の種別割」を削り、同項第一号中「第四百四十九条第一項第四号」を「附則第十二条の三第一項第一号」に改め、「次項第四号及び」を削り、「同条第一項第五号」を「同条第一項第一号」に改め、「次項第五号及び」を削り、「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「法附則第十二条の二の十三第一項」を「同条第一項第一号」に改め、同項第二号中「第四百四十九条第一項第六号」を「附則第十二条の三第一項第二号」に、「以下この条」を「第三項第三号」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで」を「令和七年四月一日から令和十年三月三十一日まで」に改め、「の種別割」を削り、「最大軽減税率(年額)」を「軽減税率(年額)」に改め、同項第二号中「で同号」を「(次項各号において「排出ガス保安基準」という。))で同条第二項第二

7 (合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税に関する経過措置)
 第二条の規定による改正後の合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の規定は、令和八年度以後の年度分の自動車税について適用し、令和七年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

規 則

千葉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第三十二号

千葉県税条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県税条例施行規則(平成十九年千葉県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改める。

第四条第一項第四号中「第七十四条の五第二項」を「第七十七条第二項」に改め、同項第九号中「ゴルフ場利用税並びに自動車税の環境性能割」を「並びにゴルフ場利用税」に改める。

第五条第二項から第五項まで並びに第六条第一項第二号及び第三項中「の種別割」を削る。

第十一条第一項の表第六号中「(種別割)」を削る。

第十六条第三号及び第四号を次のように改める。

三 マンション再生組合

四 マンション等売却組合

第十六条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 マンション除却組合

第十七条第五号へ中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、同号ト中「マンション敷地売却事業を施行する」を「マンション等売却事業を実施する」に改め、同号チ中「敷地分割事業を実施する団地内建物の」を「マンション除却事業を実施する現に存するマンション及びその」に改め、同号に次のように加える。

リ 前条第六号に掲げる法人にあつては、敷地分割事業を実施する団地内建物の敷地の見取図

第五十二条第一項中「条例第七十四条の五第一項に規定する環境性能割の証紙及び」を削り、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「第七十四条の五第一項及び」を削る。

第五十三条第一項及び第六項中「第七十四条の五第二項」を「第七十七条第二項」に改める。

第五十五条第五項中「若しくは第六十一条又は第七十七条の十三第一項」及び「又は修正申告書」を削る。

第五十六条の二から第五十六条の四までを削る。

第五十九条を次のように改める。

(条例第八十条第一項第一号の規則で定める者)

第五十九条 条例第八十条第一項第一号に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四項の規定により交付された身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)に記載されている身体障害者のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号に定める障害の級別に該当する障害を有する者

障害の区分		障害の級別
視覚障害		一級から三級までの各級及び四級の一
聴覚障害		二級及び三級
平衡機能障害		三級
音声機能又は言語機能障害		三級(喉頭摘出に係るものに限る。)
上肢不自由		一級及び二級
下肢不自由		一級から六級までの各級
体幹不自由		一級から三級までの各級及び五級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	一級及び二級
	移動機能	一級から六級までの各級
心臓機能障害		一級、三級及び四級
腎臓機能障害		一級、三級及び四級
呼吸器機能障害		一級、三級及び四級
ぼうこう又は直腸の機能障害		一級、三級及び四級
小腸機能障害		一級、三級及び四級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		一級から三級までの各級
肝臓機能障害		一級から四級までの各級

二 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)第二条第一項に規定する戦傷病者(前号の規定に該当する者を除く。)のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有する者

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第四項症までの各々項症
聴覚障害	特別項症から第四項症までの各々項症
平衡機能障害	特別項症から第四項症までの各々項症
音声機能又は言語機能障害	特別項症から第二項症までの各々項症(喉頭摘出に係るものに限る。)
上肢不自由	特別項症から第三項症までの各々項症
下肢不自由	特別項症から第六項症までの各々項症及び第一款症から第三款症までの各々項症
体幹不自由	特別項症から第六項症までの各々項症及び第一款症から第三款症までの各々項症
心臓機能障害	特別項症から第五項症までの各々項症
腎臓機能障害	特別項症から第五項症までの各々項症
呼吸器機能障害	特別項症から第五項症までの各々項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第五項症までの各々項症
小腸機能障害	特別項症から第五項症までの各々項症
肝臓機能障害	特別項症から第五項症までの各々項症

三 厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下「療育手帳」という。)に記載されている精神に障害のある者のうち、次のいずれかに該当する障害を有する者

イ 知能指数がおおむね三十五以下の者で、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にあるもの

ロ 身体障害者手帳に記載されている身体障害者のうち、音声機能若しくは言語機能又は上肢に障害のある者で、身体障害者福祉法施行規則別表第五号に定める障害の級別三級に該当する障害を有し、かつ、知能指数がおおむね五十以下のもの

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第百五十五号)第六条第三項に規定する一級の障害を有する者

第六十一条第一号中「種別割」を「自動車税」に、「第五十六条の三第二号」を「次に改め、同号に次のように加える。

イ 当該自動車等が、身体障害者等が取得した自動車専ら当該身体障害者等のためにその者と生計を一にする者が運転するものである場合にあっては、次に掲げる書類のいずれか

(1) 当該場合に該当することを健康福祉センター長又は市町村長が証明した書類

(2) 当該自動車専ら当該身体障害者等のために使用されていることを証する書類

ロ 当該自動車等が、身体障害者等が取得した自動車専ら当該身体障害者等(条例第八十条第一項第一号ハの要件に該当する者に限る。)のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するものである場合にあっては、その旨を健康福祉センター長又は市町村長が証明した書類

ハ その他自動車税事務所長が必要と認める書類

第六十一条第二号中「種別割」を「自動車税」に、「第五十六条の三第三号」を「次に改め、同号に次のように加える。

イ 当該自動車等が、身体障害者等と生計を一にする者が取得した自動車専ら当該身体障害者等が自ら運転するものである場合又は専ら当該身体障害者等のためにその者と生計を一にする者が運転するものである場合にあっては、前号イ(1)又は(2)に掲げる書類

ロ 当該自動車等が、身体障害者等と生計を一にする者が取得した自動車専ら当該身体障害者等(条例第八十条第一項第二号ロの要件に該当する者に限る。)のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するものである場合にあっては、その旨を健康福祉センター長又は市町村長が証明した書類

ハ その他自動車税事務所長が必要と認める書類

第六十一条第三号から第五号までの規定中「種別割」を「自動車税」に改める。

第六十二条中「第五十六条の四各号」を「次の各号」に改め、同条に次の各号を加える。

一 身体障害者手帳

二 戦傷病者特別援護法第四条の規定により交付された戦傷病者手帳

三 療育手帳

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第二項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳

第六十五条第一項第二号及び第六十六条第三号中「種別割」を「自動車税」に改める。

第六十七条の表中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、第十号から第十三号までを削り、同表第十四号中「(環境性能割・種別割)」及び「第七十四条の六第一項及び第二項、」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同号を同表第九号とし、同表第十五号中「(環境性能割・種別割)」及び「第七十四条の六第五項及び」を削り、同号を同表第十号とし、同表第十六号を削り、同表第十七号中「(種別割)」を削り、「第七十七条の十一第二項」を「第七十五条第二項」に改め、同号を同表第十一号とし、同表第十八号中「第七十七条の十三第二項」を「第六十条第二項」に改め、同号を同表第十二号とし、同表第十九号中「第七十七条の十三第二項」を「第六十条第二項」に改め、同号を同表第十三号とし、同表第二十号中「(種別割)」を削り、同号を同表第十四号とし、同表第二十一号中「(種別割)」を削り、

号を同表第十五号とする。

別記第一号様式中「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」と改める。

別記第六号様式中「(種別割)」を証の「**第一次納税義務の免除を受ける別割**」と改める。

「**第二次納税義務の免除を受けようとする額**」を改める。

別記第三十七号様式その二を削り、同様式その一を同様式とする。

別記第三十九号様式その一「(種別割)」を削り、同様式その二「(種別割)」及び「(種別割)」を証の。

別記第四十号様式その三並びに第四十二号様式その二及びその四「(種別割)」を証の。

別記第四十三号様式その三「(種別割)」を証の、同様式(帳)中「(種別割)」を証の。

別記第四十四号様式その三「(種別割・環境性能割)」を証の、「**第一次納税義務の免除を受けようとする額**」を改める、「**第一次納税義務の免除を受ける別割**」を改める、「**第一次納税義務の免除を受けようとする額**」を改める。

第五十六号様式

その一(一般用)

(表)

法人県民税・事業税・特別法人事業税更正・決定・加算金決定通知書(納付告知書)		第 号		
納税者 管理番号	所在地 代表者氏名	事業年度又は 連結事業年度		
事業税・特別法人事業税		区 民 税		
管理番号	区 民 税	第 号		
納税者 管理番号	所在地 代表者氏名	事業年度又は 連結事業年度		
管理番号	区 民 税	第 号		
法第72条の2第1項第1号の事業	所得金額	1	課税標準となる法人税額又は個人税額	31
法第72条の2第1項第2号の事業	付加価値額	2	法人税額	32
法第72条の2第1項第3号の事業	資本金等の額	3	県民税の特定寄附金税額控除額	33
法第72条の2第1項第4号の事業	収入金額	4	税額控除超過額相当額の加算額	34
法第72条の2第1項第5号の事業	所得金額	5	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	35
法第72条の2第1項第6号の事業	付加価値額	6	外国の法人税額控除額	36
法第72条の2第1項第7号の事業	資本金等の額	7	仮装経理に基づく法人税制額の控除額	37
法第72条の2第1項第8号の事業	収入金額	8	納付の確定した当期分の法人税割額	38
法第72条の2第1項第9号の事業	付加価値額	9	租税条約の実施に係る控除額	39
法第72条の2第1項第10号の事業	資本金等の額	10	租税条約の額	40
法第72条の2第1項第11号の事業	収入金額	11	差引法第32-33+34-35-36-37-38-39	41
法第72条の2第1項第12号の事業	税額	12	均等の割合	42
令和6年改正法第8条第2項の控除額	令和6年改正法第8条第2項の控除額	13	均等の割合	43
事業税の特定寄附金税額控除額	事業税の特定寄附金税額控除額	14	均等の割合	44
仮装経理の控除額	仮装経理の控除額	15	均等の割合	
仮装経理の控除額	仮装経理の控除額	16	均等の割合	
租税条約の実施に係る控除額	租税条約の実施に係る控除額	17	均等の割合	
租税条約の実施に係る控除額	租税条約の実施に係る控除額	18	均等の割合	
更正・決定	更正・決定	19	更正・決定	
更正・決定	更正・決定	20	更正・決定	
更正・決定	更正・決定	21	更正・決定	
更正・決定	更正・決定	22	更正・決定	
更正・決定	更正・決定	23	更正・決定	
更正・決定	更正・決定	24	更正・決定	
更正・決定	更正・決定	25	更正・決定	

地方税法第20条の9の3第4項、第55条第1項及び第72条の5第1項の規定により上記のとおり算した金額を

別記第五十九号様式その一(表)中

開与税理名 住所・氏名	〒 (電話)	遷付を受けようとする金融機関及び支払方法	口座番号 (普通・当座)	銀行 支店
開与税理名 住所・氏名	〒 (電話)	遷付を受けようとする金融機関及び支払方法	口座番号 (普通・当座)	銀行 支店

改める。

別記第百一号様式の二を次のように改める。

別記第百一号様式の二 削除

別記第百一号様式の十から第百一号様式の十三まで 削除

別記第百一号様式の十から第百一号様式の十三まで 削除
別記第百一号様式の十四中「(環境性能制・種別制)」を「(環境性能制及び種別制)」及び「第74条の6第 項及びび」を記す。

環境性能制 種別制	年度	税額	円
環境性能制 種別制	年度	税額	円

自動車税	年度	税額	円
------	----	----	---

改める。

別記第百一号様式の十五その一を削り、同様式その二中「(環境性能制・種別制)」及び「(環境性能制及び種別制)」を記す。

減免を受けようとする環境性能制 減免を受けようとする種別制	年度	税額	円
減免を受けようとする環境性能制 減免を受けようとする種別制	年度	税額	円

減免を受けようとする自動車税	減免開始年月	税額	円
----------------	--------	----	---

改め、同様式その二を同様式その一とし、同様式その三中「(環境性能制・種別制)」及び「(環境性能制及び種別制)」を記す。

減免を受けようとする環境性能制 減免を受けようとする種別	年度	税額	円
減免を受けようとする環境性能制 減免を受けようとする種別	年度	税額	円

減免を受けようとする自動車	年度	税額	円
---------------	----	----	---

改め、同様式その三を同様式その二とする。

別記第百一号様式の十六を削る。

別記第百二号様式(表)中「(種別制)」を削り、同様式(裏)中「(種別制)」を削る。

別記第百十号様式及び第百十一号様式中「第177条の13第2項」を「第160条第2項」に改める。

別記第百十三号様式の二中「(種別制)」及び「(種別制)」を削る。

「減免を受けようとする種別制」を削る。
「減免を受けようとする種別制」を削る。
「減免を受けようとする種別制」を削る。

「(種別制)」及び「(種別制)」を削る。
「減免を受けようとする種別制の年度」を

「減免を受けようとする自動車税の年度」に改める。

別記第百十四号様式中「(種別制)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第二条第二項の改正規定及び別記第一号様式の改正規定は、令和九年十月一日から施行する。

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県県税条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

購読料 本号 一部 一八円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八